

山鹿市地域ケア会議運営要領を次のように定める。

令和7年7月4日

山鹿市長 早 田 順 一

山鹿市地域ケア会議運営要領

第1 趣旨

この要領は、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の48第1項の規定に基づき、介護保険被保険者（以下「被保険者」という。）が、可能な限り住み慣れた地域において自分らしく生活できるよう支援するため、地域の保健、医療、介護、福祉等の関係者の連携を図り、被保険者にとって住みやすい社会基盤の整備を進めることを目的として、山鹿市地域ケア会議（以下「地域ケア会議」という。）を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 所掌事務

地域ケア会議は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 被保険者に係る個別の課題解決に関すること。
- (2) 介護支援専門員及び主任介護支援専門員が行う自立支援に資するケアマネジメントの能力向上に関すること。
- (3) 地域の関係機関の連携による地域包括支援ネットワークの構築に関すること。
- (4) 地域に共通した被保険者の支援又は介護に係る課題の把握に関すること。
- (5) 支え合いの仕組み等を通じた地域づくり及び必要な社会資源の開発に関すること。
- (6) 地域に必要な取組の明確化及び政策の立案又は提言に関すること。
- (7) 前各号に定めるもののほか、第1に定める目的を推進するために必要な事業に関すること。

第3 構成

地域ケア会議は、次に掲げる者によって構成し、検討する内容により必要な者を構成員とすることができる。

- (1) 社会福祉関係者
- (2) 介護サービス事業関係者
- (3) 医療及び保健関係者
- (4) 民生委員・児童委員
- (5) 行政機関関係者

- (6) 地域包括支援センター職員
- (7) その他会議の開催趣旨に照らし必要と認められる者

第4 関係者との連携

地域ケア会議は、第1に定める目的を達成するため、日頃から各関係機関との連携を図るものとする。

第5 会議の開催

地域ケア会議は、定期又は必要に応じて随時開催するものとする。

第6 守秘義務

地域ケア会議の構成員及び庶務担当は、地域ケア会議において職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

第7 庶務

地域ケア会議の庶務は、地域包括支援センターにおいて処理する。

第8 その他

この要領に定めるもののほか、地域ケア会議の組織及び運営に関し必要な事項は会議が定める。

附 則

この要領は、令和7年7月4日から施行する。